

1 計画策定の背景

障がいや発達に特性のあるこどもが、将来にわたって地域で安心して生活することができる「共生社会」の実現に向けたインクルーシブ教育システムの構築に向けた取組を具体化し、連続性のある多様な学びの場の一層の充実・整備について総合的に推進していくための計画が必要となります。

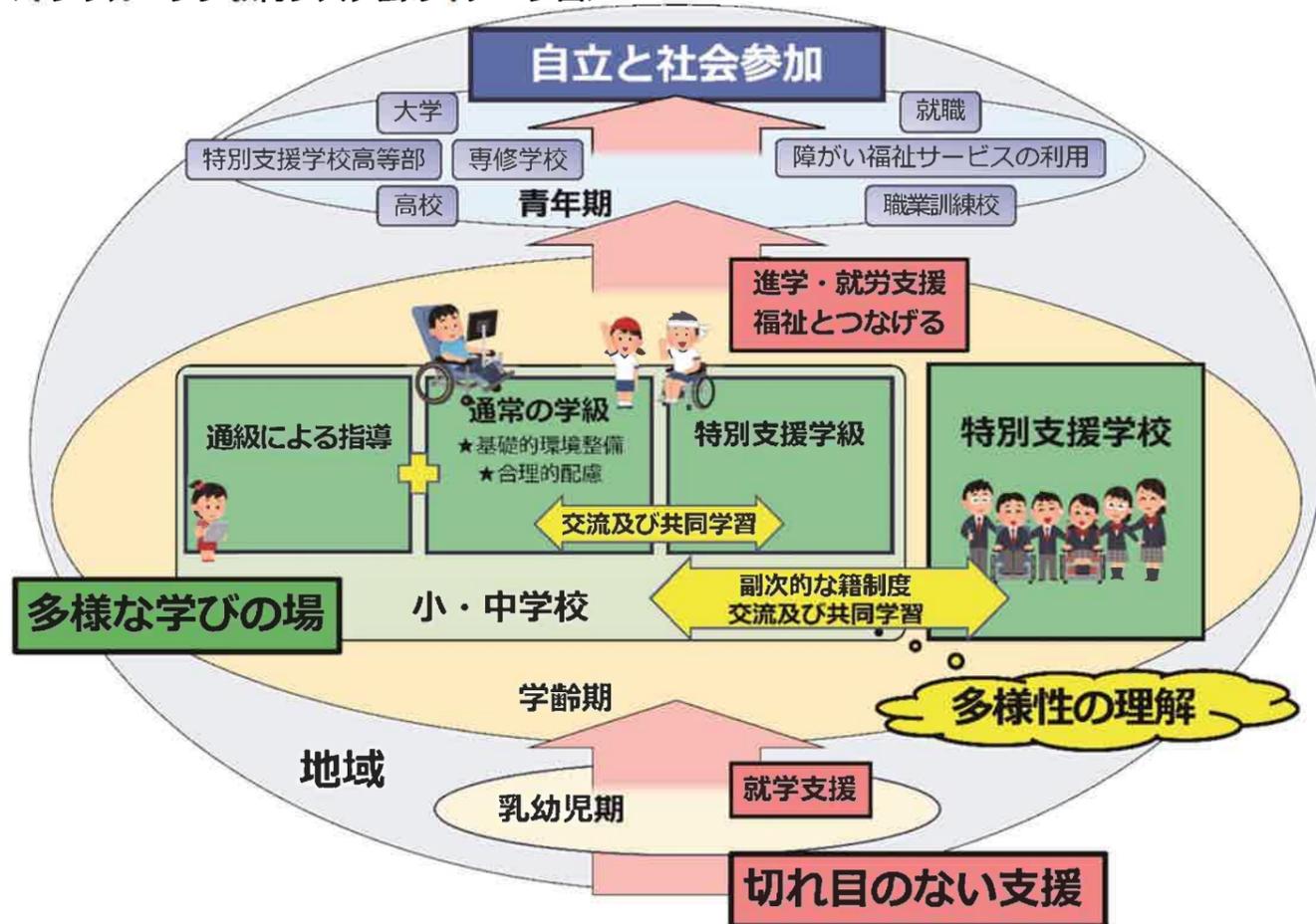
2 特別支援教育推進計画の概要

- ◆期間 2026年度から2030年度までの5年間
- ◆位置付け 「第5次豊田市教育行政計画」の特別支援教育推進事業の取組を具体化するもの

3 基本理念

「障がいや発達に特性のあるこどもが、将来にわたって地域の人とのかかわりの中で安心して生活することができる『共生社会』の実現」を基本理念とし、そのためにインクルーシブ教育システムの構築を推進していきます。

<インクルーシブ教育システムのイメージ図>



4 計画の4本の柱

豊田市の特別支援教育に関する課題を踏まえ、共生社会の実現に向けたインクルーシブ教育システムの構築に向けて、次の4つの計画の柱を設定し、取組を推進します。

- 1 多様な学びの場における支援・指導の充実
- 2 教員の専門性、授業力・指導力の向上
- 3 教育諸条件の整備
- 4 中学校卒業後の生活へのスムーズな移行

5 計画の取組

1 多様な学びの場における支援・指導の充実

- (1) 適切な就学支援（教育支援）の推進
 - 就学支援に関する情報の提供
 - 外国人児童生徒等に対する就学支援
 - 早期からの就学支援
 - 就学相談の充実
- (2) 校内支援体制の充実
 - 特別支援教育に係る校内研修の充実
 - ブロックサポート体制の活用
 - 特別支援教育校内委員会の充実
- (3) 交流及び共同学習の充実と副次的な籍制度の推進
 - 小・中学校における交流及び共同学習の推進
 - 小・中学校と特別支援学校との居住地校交流の推進
 - 副次的な籍制度の推進
- (4) 個別の教育支援計画・個別の指導計画の活用等の推進
 - 個別の教育支援計画・個別の指導計画の啓発
 - 個別の教育支援計画・個別の指導計画を活用した引継ぎ
- (5) 関係機関と連携した取組の推進
 - 関係機関とのネットワークの活用
 - 外部専門家等と連携した支援
 - 教員への福祉サービスの周知
- (6) 特別支援学校と連携した取組
 - 県立特別支援学校（知的障がい）新設による取組
 - 特別支援教育推進に向けた拠点機能の検討（特別支援学校との連携）

2 教員の専門性、授業力・指導力の向上

- (1) 教員研修の充実
 - 特別支援教育に係る研修の充実
 - 特別支援教育に関する研修の周知
 - 授業研究の推進
- (2) 教員支援の充実
 - 特別支援教育アドバイザーによる支援
 - 特別支援教育ハンドブック
 - 障がい種ごとの支援・指導
 - 特別支援教育に関する情報の提供
- (3) 人材の育成と活用
 - 市独自の特別支援学校教諭免許法認定講習の実施（免許状取得の働きかけ）
 - 特別支援教育を推進する人材の育成と活用
 - 経験を有する教員の計画的な育成

3 教育諸条件の整備

- (1) 多様な学びの場の整備
 - 多様な学びの場の整備に向けた取組
 - 医療的ケア支援体制の充実
 - 基礎的環境整備及び合理的配慮の充実
- (2) 学習環境の整備
 - ICT機器を活用した取組の推進
 - 院内学級におけるICTの活用

4 中学校卒業後の生活へのスムーズな移行

- (1) 就労に向けた支援の充実
 - 特別支援教育推進に向けた拠点機能の検討（就労に向けた支援）
 - 作業学習研修会の実施
 - 成人期に必要な情報の周知
 - 教育と福祉の連携による保護者支援の推進
- (2) キャリア教育の推進
 - 一人一人に寄り添った教育活動
 - 企業や福祉事業所等と連携した就労体験
 - 職場見学会の実施
- (3) 生涯にわたり共に学び合うための社会参加の支援
 - 文化芸術の鑑賞・スポーツの体験機会の充実

豊田市特別支援教育推進計画の詳細については、こちらから →

